

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北栄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条並びに第7条第7項の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程第14条の規定により、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員等

(報酬)

第3条 会長には、報酬として月額120,000円を支給する。

2 支給方法については、本会の給与規程第4条第1項を適用する。

3 会長が月の中で就任、離任したときの報酬は、日割り計算をもって支給する。

4 会長以外の役員等には、報酬を支給しないこととし、第4条の規定により費用弁償を支給する。

(費用弁償)

第4条 会長以外の役員等が会議等に参加したときは、下記のとおり費用弁償をその都度支給する。ただし、行政役職員が公務により出席したときには支給しない。

役員等	金額
会長以外の理事及び監事	会議等出席1回につき 2,000円
評議員	会議等出席1回につき 2,000円
総合相談所専門相談員	相談所相談員出席1回につき 2,000円
苦情解決第三者委員	委員会等出席1回につき 2,000円
小規模多機能型居宅介護運営推進委員	委員会等出席1回につき 2,000円
評議員選任・解任委員会委員	委員会等出席1回につき 2,000円
地域福祉推進計画推進委員	委員会等出席1回につき 2,000円
法人後見運営委員会委員	委員会等出席1回につき 2,000円
運営委員会委員	委員会等出席1回につき 2,000円

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償規程（平成21年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和元年6月24日から施行する。

- 4 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年4月1日から施行する。